

# 年金障害 支給判定に新指標

## 厚労省 地域差6倍是正へ 今夏策定

厚生労働省は14日、

厚労省が2010〜

は、この項目で異なる大きな影響を与えてい

国の障害年金を申請して不支給と判定される人の割合に都道府県間で最大約6倍の差があったとの調査結果を発表した。精神障害と知的障害について異なった目安で審査していたことが主な原因として、不公平があったことを初めて公に認めた。同省は、是正へ向け専門家の検討会を2月にも設置し、今夏をめぐりに客観的な判定指標を策定する。

12年度の3年間を対象に、都道府県ごとの不支給割合を調べた結果、最高の大分(24・4%)と最低の栃木(4・0%)の間で6・1倍の差があった。不支給割合が高かったのは、大分に続き茨城、佐賀、兵庫の順だった。愛媛の不支給割合は9・6%。決定件数は1451件、不支給件数は139件だった。

運用が判明。不支給割合が低い10県では、障害程度が軽い方から2番目の段階以上を支給の目安としていたが、不支給割合が高い10県は3番目以上でないと言及しないという、より厳しい目安だった。

精神、知的障害者の団体からは「仕事に就くと不利に判定されているのではないかと」との指摘があったが、診断書に就労状況を記入しているかどうかで不支給割合に大きな違いはなかった。

多くの人が受け取る障害基礎年金は、支給実務を担う日本年金機構の都道府県事務センターごとに審査してい

審査に使われる診断書に5段階構成の「日常生活能力の程度」という項目がある。10、12年度のサンプル調査で

精神、知的障害では、支給申請全体のうち約3分の2が精神、知的障害の人からで、これらの障害に関する審

査のばらつきが全体に

は、この項目で異なる大きな影響を与えてい

精神、知的障害者の団体からは「仕事に就くと不利に判定されているのではないかと」との指摘があったが、診断書に就労状況を記入しているかどうかで不支給割合に大きな違いはなかった。

『支給判定に新指標』  
2015.01.15愛媛新聞